

十九八七

初利發発
期率行行
利価日
子格

六五四

振額最低發
替額行額
単位面金

三二一

用振の法發號名
等替條律行稱及
法項及根號及
の適び根號及
そ拠記

○
基年財務個財
国債き務省告示

平成、平令第
三十行條六
九年件十
月等十八
十次年八月
月十
月一日

等行等号
に開する
号

財務大臣
とおり

麻生告示
行する省令

太郎示する
した。個人規
定十四

・向に四

た期平年額平す額の振
金と成〇面成るの記替
額し三・金三。整載法
を、十〇額十
支次一五百
年倍は規
払の年パ円八
う算二に月
。式月セつ十
たに十ンき五
だより五ト百
しり日円
、算を
支出支
払し払
と金簿

一十額の定以律社條九特五個
万万面振の下へ平成、一法會人向
円円金替適「振成十三年法律計
額機適用振株式等の利付
で関用を替十二年法律付
には受け法」二本の振
百日るも「三億銀の振替
三百のとう。二行の
千とし。八百の
八百とし。六百の
六百。そ規

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第四十二条に規定す
 十一年二月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ平該当救十にしての律、居きに住にはを別二十五年法律第四十二条に規定す
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の改受する事項に規定す
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者四改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受する事項に規定す
 た、のす個八債かる百害と又の（）（）村続（）扶四改受する事項に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年八月十五日以前の毎回の額に相当する金額を、(初期利子に相当する額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額とする。

平成三十一年八月十五日以前の場合の額に相当する金額を、(初期利子に相当する額) + 経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額とする。